

観光インバウンド

取りまとめ

「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」(国土交通省所管事業)
「観光地域ブランド確立支援事業」(国土交通省所管事業)
「広域観光周遊ルート形成促進事業」(国土交通省所管事業)
「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」(国土交通省所管事業)
「訪日旅行促進事業(訪日プロモーション事業)」(国土交通省所管事業)
「(独)国際観光振興機構運営費交付金のうち 訪日プロモーション事業」(国土交通省所管事業)

- ・ 訪日観光振興事業の推進に当たっては、訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直す必要がある。
- ・ 「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。こうした評価を行うことにより、当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。
- ・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」については、従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある

観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。

- ・ その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する外国人観光客の立場に立って分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。
- ・ また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、目標設定時、中間評価時、結果評価時における KPI などの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。現行の評価指標は事業を評価するものとはいいがたいことから、評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。
- ・ 観光庁は、実施主体である DMO 等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的な DMO のみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。
- ・ 「訪日プロモーション事業」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、JNTO が有している海外ネットワーク等を活用して、JNTO と DMO が密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。また、日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。JNTO や観光庁が把握したニーズは新事業を含め関係者に共有する必要がある、プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。